

【資料5】

京丹後市地域防災計画

原子力災害対策編修正(案)

令和6年3月

京丹後市防災会議

ページ	現行	改正案	備考
5	<p>第1編 総則 第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域 「原子力災害対策指針」によると、原子力災害対策重点区域として次の区域等が定められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） 原子力施設から概ね半径5 k m 2 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action Planning Zone） 原子力施設から概ね半径3 0 k m <p>本市は、高浜発電所から3 0～6 0 k m、大飯発電所から4 0～7 0 k mの範囲に位置し、原子力発電所から概ね半径3 0 k mの圏内（U P Z）に係らないものの、福島事故の例（参考資料1参照）からはU P Zと同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない（万一の場合に想定される）。その理由として、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際には、年間積算放射線量2 0ミリシーベルトに達するおそれがあるとして福島事故で災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるためである。</p> <p>本市としては、福島事故における事態、対応を踏まえ、国の「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」、京都府地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、U P Zと同等の対策を定めておくこととし、「防護相当措置を実施する地域」として、市内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しておくこととする。 また、状況に応じて住民の避難（追加）が迅速に行えるよう、行政区ごとに緊急避難時の集合場所をあらかじめ検討しておくこととする。</p>	<p>第1編 総則 第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域 「原子力災害対策指針」によると、原子力災害対策重点区域として次の区域等が定められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） 原子力施設から概ね半径5 k m 2 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action Planning Zone） 原子力施設から概ね半径3 0 k m <p>本市は、高浜発電所から3 0～6 0 k m、大飯発電所から4 0～7 0 k mの範囲に位置し、原子力発電所から概ね半径3 0 k mの圏内（U P Z）に係らないものの、福島事故の例（参考資料1参照）からはU P Zと同等の対策を定める措置が必要となる可能性も否定できない（万一の場合に想定される）。その理由として、高浜発電所及び大飯発電所の事故の際には、年間積算放射線量2 0ミリシーベルトに達するおそれがあるとして福島事故で災害発生後に設定された「計画的避難区域」や「特定避難勧奨地点」と同等の地域となる可能性があるためである。</p> <p>本市としては、福島事故における事態、対応を踏まえ、国の「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」、京都府地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて、U P Zと同等の対策を定めておくこととし、「防護相当措置を実施する地域」として、市内の全行政区を対象に、高浜発電所及び大飯発電所からの距離を整理しておくこととする。 また、状況に応じて住民の避難等の予防的防護措置が迅速に行えるよう、行政区ごとに緊急避難時の集合場所をあらかじめ検討しておくこととする。</p>	<p>府地域防災計画との整合（防災基本計画の修正に伴う修正）</p>
16	<p>第2編 原子力災害事前対策計画 第3章 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段・経路の多様化等 (略) (4) 機動性のある緊急通信手段の確保 京丹後市は、京都府と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。 (略)</p>	<p>第2編 原子力災害事前対策計画 第3章 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段・経路の多様化等 (略) (4) 機動性のある緊急通信手段の確保 京丹後市は、京都府と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話_____の原子力防災への活用に努めるものとする。 (略)</p>	<p>京都府地域防災計画の修正（廃局に伴う修正）</p>
18	<p>第4章 緊急事態応急体制の整備 8 モニタリング体制等 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 環境放射線モニタリングの状況</p> <p>モニタリングポスト (30箇所)</p>	<p>第4章 緊急事態応急体制の整備 8 モニタリング体制等 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 環境放射線モニタリングの状況</p> <p>モニタリングポスト (30箇所)</p>	<p>表現の統一</p>

ページ	現行	改正案	備考																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>名称</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>久多測定所</td> <td>_____左京区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上京測定所</td> <td>_____上京区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>亀岡測定所</td> <td>_____亀岡市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>乙訓測定所</td> <td>_____向日市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>伏見測定所</td> <td>_____伏見区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>宇治測定所</td> <td>_____宇治市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>木津測定所</td> <td>_____木津川市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	場所	名称	場所	(略)	(略)	(略)	(略)			久多測定所	_____左京区			上京測定所	_____上京区			亀岡測定所	_____亀岡市			乙訓測定所	_____向日市			伏見測定所	_____伏見区			宇治測定所	_____宇治市			木津測定所	_____木津川市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>名称</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>久多測定所</td> <td>_____京都市左京区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上京測定所</td> <td>_____京都市上京区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>亀岡測定所</td> <td>_____亀岡市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>乙訓測定所</td> <td>_____向日市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>伏見測定所</td> <td>_____京都市伏見区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>宇治測定所</td> <td>_____宇治市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>木津測定所</td> <td>_____木津川市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	場所	名称	場所	(略)	(略)	(略)	(略)			久多測定所	_____京都市左京区			上京測定所	_____京都市上京区			亀岡測定所	_____亀岡市			乙訓測定所	_____向日市			伏見測定所	_____京都市伏見区			宇治測定所	_____宇治市			木津測定所	_____木津川市	
名称	場所	名称	場所																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
		久多測定所	_____左京区																																																																								
		上京測定所	_____上京区																																																																								
		亀岡測定所	_____亀岡市																																																																								
		乙訓測定所	_____向日市																																																																								
		伏見測定所	_____伏見区																																																																								
		宇治測定所	_____宇治市																																																																								
		木津測定所	_____木津川市																																																																								
名称	場所	名称	場所																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
		久多測定所	_____京都市左京区																																																																								
		上京測定所	_____京都市上京区																																																																								
		亀岡測定所	_____亀岡市																																																																								
		乙訓測定所	_____向日市																																																																								
		伏見測定所	_____京都市伏見区																																																																								
		宇治測定所	_____宇治市																																																																								
		木津測定所	_____木津川市																																																																								
19	<p>簡易型電子線量計 (31箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>名称</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>久多Ⅱ</td> <td>_____京都市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>広河原</td> <td>_____京都市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>京北</td> <td>_____京都市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	場所	名称	場所	(略)	(略)	(略)	(略)			久多Ⅱ	_____京都市			広河原	_____京都市			京北	_____京都市	<p>簡易型電子線量計 (31箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>場所</th> <th>名称</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>久多Ⅱ</td> <td>_____京都市左京区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>広河原</td> <td>_____京都市左京区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>京北</td> <td>_____京都市左京区</td> </tr> </tbody> </table>	名称	場所	名称	場所	(略)	(略)	(略)	(略)			久多Ⅱ	_____京都市左京区			広河原	_____京都市左京区			京北	_____京都市左京区	表現の統一																																
名称	場所	名称	場所																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
		久多Ⅱ	_____京都市																																																																								
		広河原	_____京都市																																																																								
		京北	_____京都市																																																																								
名称	場所	名称	場所																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																								
		久多Ⅱ	_____京都市左京区																																																																								
		広河原	_____京都市左京区																																																																								
		京北	_____京都市左京区																																																																								
20	<p>第5章 避難収容活動体制の整備</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1) 避難所等の整備 京丹後市は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。 (略)</p>	<p>第5章 避難収容活動体制の整備</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1) 避難所等の整備 京丹後市は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。また、一般の避難所では生活することが困難な_____要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。 (略)</p>	府地域防災計画との整合（要配慮者の定義でも障害者等を含めており、あえて再掲する必要がないため）																																																																								
24	<p>第7章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 京丹後市は、国及び京都府と協力し、<u>応急対策を行う_____</u>防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。なお、整備する資機材は、サーバイメータ、ポケット線量計、防護服、防護マスク、空気呼吸器等の現場活動に必要な防護資機材、避難誘導、防災活動及び防災普及活動を行うために必要な資機材とする。</p> <p>(2) 京丹後市は、<u>応急対策を行う_____</u>防災業務関係者の安全確保のため、平時より、京都府と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>第7章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 京丹後市は、国及び京都府と協力し、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。なお、整備する資機材は、サーバイメータ、ポケット線量計、防護服、防護マスク、空気呼吸器等の現場活動に必要な防護資機材、避難誘導、防災活動及び防災普及活動を行うために必要な資機材とする。</p> <p>(2) 京丹後市は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため、平時より、京都府と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	府地域防災計画との整合（防災基本計画の修正に伴う修																																																																								

ページ	現行	改正案	備考
30	<p>4 原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>京都府は、緊急時の医療体制の充実を図るため、初期<u>(追加)</u> 原子力災害医療<u>_____</u>機関を追加指定するとともに、原子力災害医療<u>_____</u>機関等への放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の配備など、原子力災害医療体制の整備を進める。 (略)</p> <p>第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>4 京都府及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般<u>公衆</u>の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>4 原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>京都府は、緊急時の医療体制の充実を図るため、初期<u>診療等を行う</u>原子力災害医療<u>協力</u>機関を追加指定するとともに、原子力災害医療<u>協力</u>機関等への放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の配備など、原子力災害医療体制の整備を進める。 (略)</p> <p>第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>4 京都府及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般<u>住民等</u>の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>正)</p> <p>文言整理 (医療政策課)</p> <p>府地域防災計画との整合(防災基本計画の修正に伴う修正)</p>
31	<p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の<u>_____</u>避難<u>(追加)</u> 準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の<u>_____</u>避難<u>(追加)</u> 準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとされている。</p> <p>ウ 京都府は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに京丹後市へ連絡するものとする。</p> <p>なお、連絡系統図は、別図1(高浜発電所)、別図1-2(大飯発電所)のとおりとする。</p> <p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合</p>	<p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社等により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに京都府及び府内関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、京都府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者<u>を対象とした避難等の予防的防護措置の</u>準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者<u>を対象とした避難等の予防的防護措置の</u>準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>イ 関西電力株式会社は、高浜発電所又は大飯発電所において原子力事業者防災業務計画に定める警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会に連絡するとともに、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとされている。</p> <p>ウ 京都府は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに京丹後市へ連絡するものとする。</p> <p>なお、連絡系統図は、別図1(高浜発電所)、別図1-2(大飯発電所)のとおりとする。</p> <p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合</p>	<p>府地域防災計画との整合(防災基本計画の修正に伴う修正)</p>

ページ	現行	改正案	備考
38	<p>ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難（追加）実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難（追加）準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難（追加）準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>ウ 京都府は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに速やかに京丹後市等に連絡するものとされている。</p> <p>なお、これらの連絡系統図は、別図2（高浜発電所）のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 活動体制の確立</p> <p>6 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線保護</p> <p>ア (追加) 防災業務関係者の放射線保護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p> <p>イ 京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者の放射線保護を担う班を定めておくものとする。</p> <p>ウ 京丹後市は京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>エ 京丹後市の放射線保護を担う班は、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。</p> <p>オ 京丹後市は、<u>応急対策活動を行う</u>京丹後市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>カ 京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者の安全確保のため、国、京都府、関西電力株式会社等と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>ウ 京都府は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに速やかに京丹後市等に連絡するものとされている。</p> <p>なお、これらの連絡系統図は、別図2（高浜発電所）のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 活動体制の確立</p> <p>6 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線保護</p> <p>ア <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の放射線保護については、あらかじめ定められた<u> </u>防災関係者の放射線防護に係る<u>指標</u>に基づき行うものとする。</p> <p>イ 京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者の放射線保護を担う班を定めておくものとする。</p> <p>ウ 京丹後市は京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>エ 京丹後市の放射線保護を担う班は、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。</p> <p>オ 京丹後市は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>京丹後市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>カ 京丹後市は、京丹後市の防災業務関係者の安全確保のため、国、京都府、関西電力株式会社等と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>府地域防災計画の改定（防災基本計画の修正に伴う修正）</p>

